

平成 28 年 9 月 2 日

保護者様

京都市立光徳小学校
校長 斎木光子

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

残暑厳しい日が続きます。保護者の皆様にはご健勝にお過ごしのことと存じます。日頃は、本校教育推進にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、台風 12 号が日本列島に接近しています。今後の動きによっては近畿地方に大きな影響を与えることも考えられます。

つきましては、**警報が出された場合の登下校の措置**についてお知らせしますので、お子たちにもその旨ご指導いただきますようお願ひいたします。

記

「京都府南部地方」もしくは「京都・亀岡地域」に 「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合

に、次のような措置をとります。それ以外の警報（大雨警報・洪水警報など）がテレビ・ラジオ・インターネット等で報道されても、登下校に支障がない限り、授業を行います。

1. 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「**特別警報**」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「**特別警報**」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前 0 時までに解除になった場合、翌日は 5 校時(13:45)から始業＜給食は中止＞。
　　◎13:15 に集団登校集合場所に集まり集団登校。
 - ・午前 0 時現在、特別警報発令中の場合、その当日は**臨時休業**。
- (3) 在校中に発令された場合は、原則学校に留め置くこととし、保護者のお迎えをお願いします。

2. 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「**暴風警報**」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「**暴風警報**」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前 7 時までに解除になった場合、平常授業
　　◎いつもの時間に集団登校集合場所に集まり集団登校。
 - ・午前 9 時までに解除になった場合、3 校時(10:45)から始業
　　◎10:15 に集団登校集合場所に集まり集団登校。
 - ・午前 11 時までに解除になった場合、5 校時(13:45)から始業＜給食は中止＞。
　　◎13:15 に集団登校集合場所に集まり集団登校。
 - ・午前 11 時現在、警報発令中の場合、臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認されるまで、学校に留め置くこととし、その後、「児童家庭調査書」でお知らせいただいたとおりに対応いたします。ただし、不測の事態においては保護者と連絡が取れるまで、学校にて留め置くこといたします。